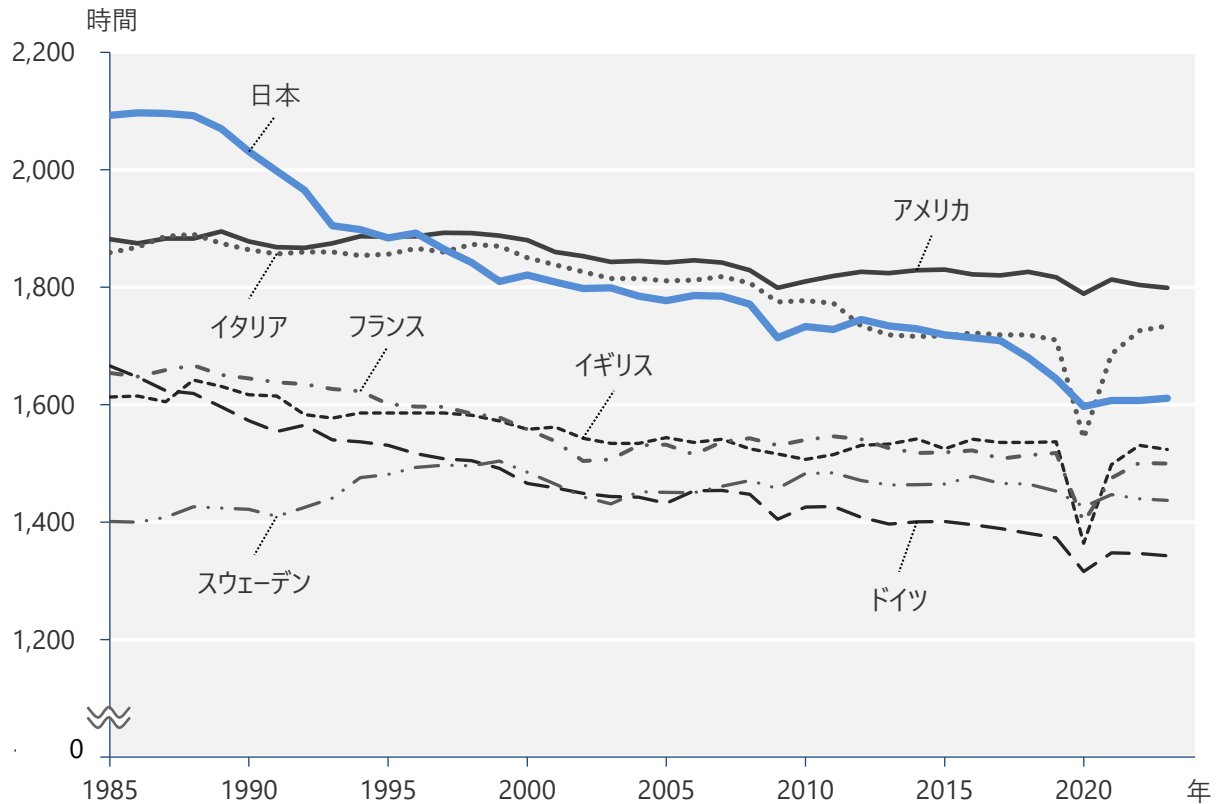


6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



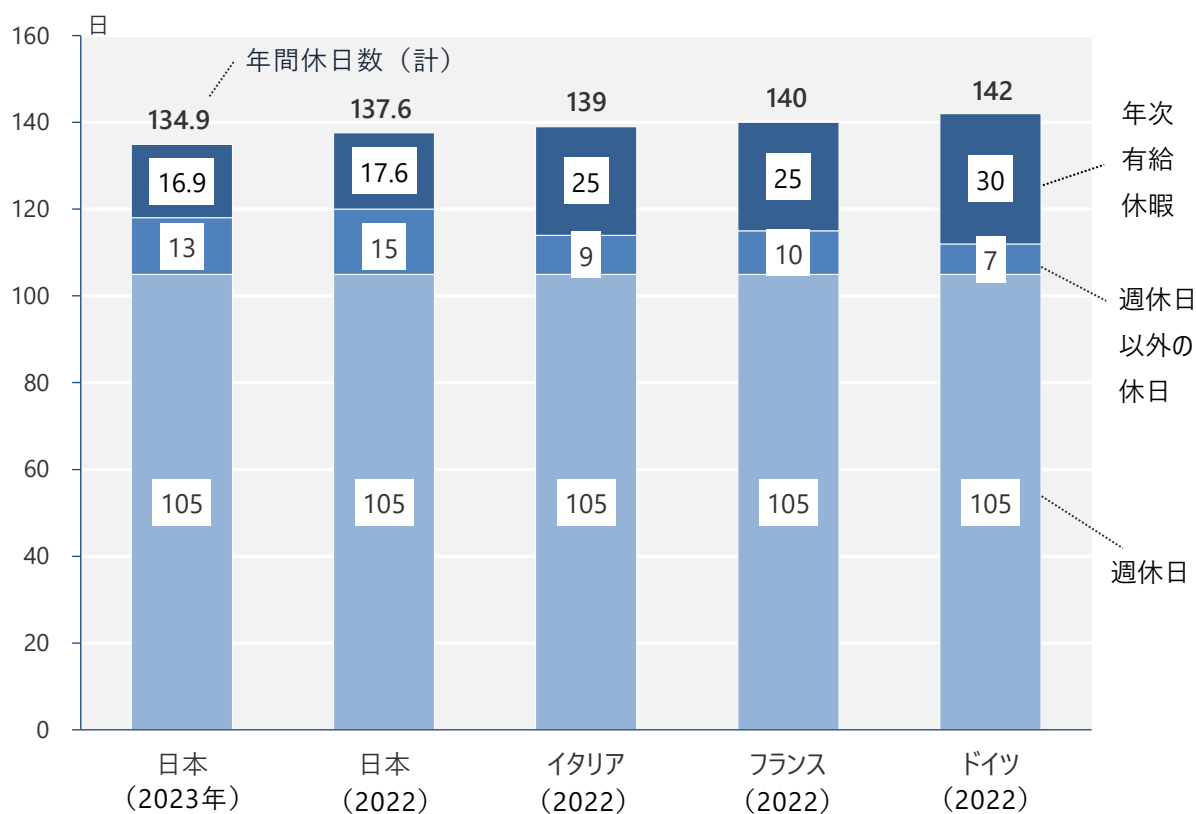
関連表 p.205 「第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間」

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を長期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、1988年時点の2,092時間から、2023年には1,611時間となっている。

諸外国についてみると、2023年にはアメリカ1,799時間、イタリア1,734時間、イギリス1,524時間、フランス1,500時間などとなっており、コロナ禍で大幅に減少した2020年に比べて増加しているものの、2019年と比較すると減少している国が多く、概ね減少傾向を示している。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6-2 年間休日数



関連表 p.212 「第 6-4 表 年間休日数」

2022年の日本の年間休日数は137.6日で、イタリアの139日とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのは、ドイツの142日である。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30日、フランス、イタリアが25日（いずれも2022年）となっており、日本は平均付与日数でみて17.6日（2022年）となっている。

第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

	1985年	1990	1995	2000	2005	2010	2014	2015	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	2,093	2,031	1,884	1,821	1,777	1,733	1,729	1,719	JPN
アメリカ	1,882	1,878	1,886	1,880	1,842	1,810	1,829	1,830	USA
カナダ	1,795	1,797	1,775	1,789	1,747	1,715	1,709	1,710	CAN
イギリス	1,613	1,617	1,586	1,558	1,544	1,507	1,542	1,525	UK
ドイツ	1,666	1,573	1,531	1,466	1,432	1,426	1,400	1,401	DEU
フランス 1)	1,654	1,645	1,601	1,558	1,532	1,540	1,518	1,519	FRA
イタリア	1,859	1,864	1,856	1,850	1,811	1,777	1,716	1,717	ITA
オランダ	1,502	1,454	1,482	1,464	1,434	1,427	1,434	1,437	NLD
ベルギー 2)	1,705	1,663	1,578	1,589	1,578	1,574	1,582	1,575	BEL
デンマーク	1,527	1,441	1,419	1,466	1,451	1,422	1,414	1,407	DNK
スウェーデン	1,401	1,422	1,481	1,485	1,451	1,483	1,464	1,465	SWE
フィンランド	1,700	1,671	1,677	1,651	1,614	1,586	1,559	1,556	FIN
ノルウェー	1,532	1,493	1,479	1,448	1,429	1,430	1,424	1,427	NOR
韓国	—	—	—	—	—	2,163	2,076	2,083	KOR
オーストラリア	1,779	1,778	1,786	1,767	1,719	1,687	1,672	1,670	AUS
ニュージーランド	1,840	1,809	1,841	1,836	1,815	1,755	1,758	1,753	NZL
メキシコ	—	—	2,161	2,174	2,284	2,244	2,229	2,234	MEX
雇用者									Dependent employment
日本	—	—	1,896	1,853	1,804	1,754	1,741	1,734	JPN
アメリカ	1,888	1,886	1,896	1,883	1,847	1,822	1,841	1,840	USA
カナダ	1,778	1,782	1,768	1,779	1,743	1,718	1,716	1,716	CAN
イギリス	1,537	1,535	1,530	1,517	1,500	1,471	1,512	1,496	UK
ドイツ	—	—	1,446	1,377	1,349	1,350	1,334	1,337	DEU
フランス 1)	1,485	1,511	1,480	1,444	1,427	1,439	1,422	1,422	FRA
イタリア	—	1,671	1,681	1,697	1,646	1,616	1,565	1,569	ITA
オランダ	1,463	1,434	1,433	1,403	1,378	1,357	1,362	1,356	NLD
ベルギー	—	—	1,447	1,459	1,455	1,432	1,434	1,431	BEL
デンマーク	1,487	1,401	1,379	1,421	1,413	1,399	1,391	1,380	DNK
スウェーデン	—	—	1,424	1,431	1,392	1,432	1,416	1,418	SWE
フィンランド	1,609	1,565	1,571	1,539	1,508	1,488	1,477	1,479	FIN
ノルウェー	1,484	1,447	1,438	1,415	1,401	1,406	1,403	1,406	NOR
韓国	—	—	—	—	—	—	2,047	2,058	KOR
オーストラリア	1,780	1,814	1,797	1,781	1,750	1,734	1,737	1,714	AUS
ニュージーランド	—	1,734	1,766	1,777	1,785	1,741	1,756	1,750	NZL
メキシコ	—	—	2,360	2,360	2,353	2,337	2,337	2,348	MEX

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) "Average annual hours actually worked per worker" 2024年7月現在

注： データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

	2016年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	1,714	1,709	1,680	1,644	1,597	1,607	1,607	1,611	JPN
アメリカ	1,822	1,820	1,826	1,817	1,789	1,813	1,804	1,799	USA
カナダ	1,701	1,689	1,702	1,691	1,653	1,685	1,686	1,865	CAN
イギリス	1,541	1,536	1,536	1,537	1,364	1,498	1,531	1,524	UK
ドイツ	1,396	1,389	1,381	1,373	1,316	1,348	1,347	1,343	DEU
フランス 1)	1,522	1,508	1,514	1,518	1,400	1,475	1,501	1,500	FRA
イタリア	1,722	1,719	1,719	1,710	1,543	1,686	1,726	1,734	ITA
オランダ	1,446	1,450	1,449	1,451	1,404	1,412	1,415	1,413	NLD
ベルギー 2)	1,574	1,578	1,580	1,577	1,446	1,530	1,535	—	BEL
デンマーク	1,412	1,404	1,381	1,371	1,341	1,390	1,394	1,380	DNK
スウェーデン	1,478	1,466	1,465	1,453	1,426	1,447	1,440	1,437	SWE
フィンランド	1,555	1,549	1,547	1,537	1,530	1,528	1,514	1,499	FIN
ノルウェー	1,430	1,419	1,419	1,419	1,410	1,426	1,425	1,418	NOR
韓国	2,068	2,018	1,993	1,967	1,908	1,910	1,901	1,872	KOR
オーストラリア	1,660	1,662	1,654	1,651	1,613	1,622	1,628	1,651	AUS
ニュージーランド	1,754	1,756	1,759	1,783	1,739	1,730	1,748	1,751	NZL
メキシコ	2,238	2,238	2,238	2,228	2,207	2,216	2,226	2,207	MEX
雇用者									Dependent employment
日本	1,724	1,720	1,706	1,669	1,621	1,633	1,633	1,637	JPN
アメリカ	1,832	1,830	1,835	1,827	1,807	1,826	1,815	1,810	USA
カナダ	1,710	1,699	1,715	1,703	1,676	1,708	1,702	1,701	CAN
イギリス	1,513	1,509	1,510	1,513	1,365	1,487	1,515	1,508	UK
ドイツ	1,334	1,331	1,326	1,321	1,273	1,305	1,303	1,301	DEU
フランス 1)	1,428	1,416	1,424	1,428	1,319	1,367	1,389	1,389	FRA
イタリア	1,581	1,582	1,588	1,579	1,442	1,532	1,563	1,608	ITA
オランダ	1,366	1,364	1,364	1,368	1,329	1,357	1,355	1,351	NLD
ベルギー	1,435	1,441	1,445	1,443	1,353	1,406	1,438	1,437	BEL
デンマーク	1,390	1,384	1,363	1,360	1,330	1,371	1,375	1,364	DNK
スウェーデン	1,432	1,419	1,420	1,407	1,382	1,408	1,402	1,419	SWE
フィンランド	1,505	1,504	1,496	1,486	1,485	1,463	1,443	1,436	FIN
ノルウェー	1,410	1,400	1,401	1,401	1,392	1,408	1,408	1,400	NOR
韓国	2,033	1,996	1,967	1,957	1,927	1,928	1,904	1,874	KOR
オーストラリア	1,704	1,707	1,706	1,696	1,670	1,681	1,693	—	AUS
ニュージーランド	1,742	1,754	1,760	1,776	1,774	1,727	1,747	1,749	NZL
メキシコ	2,348	2,348	2,347	2,336	2,326	2,328	2,335	2,323	MEX

注 1) 2015年は推計値。

2) 就業者の2015年は推計値。

第 6-2 表 週労働時間

Table 6-2: Hours of work per week

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	区分 1)	
産業計								All activities	
時間／週								hours per week	
日本	40.3	39.0	37.8	36.6	36.6	36.8	36.8	a, t	JPN
アメリカ	37.5	37.9	38.3	37.7	38.1	38.0	37.8	a, t	USA
カナダ	35.5	35.5	35.0	35.2	35.4	35.3	35.3	a, t	CAN
イギリス	35.2	35.6	35.5	35.2	35.6	35.2	35.0	a, t	UK
ドイツ	35.4	35.1	34.7	33.9	34.0	33.9	—	a, t	DEU
フランス	36.8	35.9	36.0	35.7	35.7	35.9	—	a, t	FRA
イタリア	37.3	36.3	36.6	35.7	35.9	36.1	—	a, t	ITA
オランダ	31.6	31.4	31.6	31.0	30.4	30.6	—	a, t	NLD
スウェーデン	35.6	35.0	34.9	34.2	34.6	34.8	—	a, t	SWE
中国 2)	47.0	45.5	46.8	47.0	47.6	48.0	—	a, e	CHN
香港 3)	48.0	45.0	44.0	44.0	44.0	44.0	43.0	a, t	HKG
韓国	45.4	43.9	41.0	39.9	39.2	38.6	39.1	a, t	KOR
シンガポール 4)	—	—	44.7	42.6	44.4	44.3	43.8	a, t	SGP
タイ	45.5	43.3	42.7	41.4	41.4	42.3	42.2	a, t	THA
インドネシア	40.5	40.0	39.0	38.1	37.5	38.4	38.4	a, t	IDN
フィリピン	—	41.0	42.1	39.4	39.6	40.6	—	a, t	PHL
オーストラリア 5)	34.2	33.9	33.0	31.6	33.0	32.6	33.0	a, t	AUS
ニュージーランド 6)	32.1	33.3	33.3	32.4	34.1	34.0	34.0	b, e	NZL

出典：〔日本〕総務省統計局（2024.1）「労働力調査（基本集計）」

〔中国〕国家統計局（NBS）「中国労働統計年鑑」各年版

〔香港〕センサス統計局（<https://www.censtatd.gov.hk/>）2024年7月現在〔シンガポール〕人材開発省（<https://www.mom.gov.sg/>）2024年7月現在〔オーストラリア〕統計局（ABS）（<https://www.abs.gov.au/>）2024年7月現在〔ニュージーランド〕統計局（<https://infoshare.stats.govt.nz/>）2024年7月現在〔その他〕ILOSTAT（<https://ilostat.ilo.org/>）2024年7月現在

注 1) 記号は、最新年次における調査対象区分。

- 実労働時間：労働者が使用者の指揮命令下にあつて実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
- 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日（※）、賃金が支払われる病気休暇などを含む。（※有給休日：休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額又は一定額（率）が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。）
- 雇用者：賃金労働者及び俸給雇用者。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- フルタイム雇用者：eのうち、ふだんの労働時間が週35時間以上、又はフルタイム相当の者。
- 就業者：自営を含む。

2) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。2010年は11月、2015年以降は年平均値。

3) 中位数。

4) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。

5) 各年5月の数値。

6) 各年第2四半期の数値。

第 6-2 表 週労働時間（続き）

Table 6-2: Hours of work per week (cont.)

	2010年	2015	2019	2020	2021	2022	2023	区分 1)	
製造業								Manufacturing	
時間／週								hours per week	
日本	42.0	41.4	40.8	39.2	39.8	40.0	40.1	a, t	JPN
アメリカ	41.0	41.1	41.4	40.6	41.1	40.9	40.8	a, t	USA
カナダ	39.5	39.6	39.1	39.2	39.2	39.0	39.1	a, t	CAN
イギリス	39.5	39.6	39.2	38.6	38.6	38.6	38.5	a, t	UK
ドイツ	37.5	37.6	37.1	36.4	36.5	36.4	—	a, t	DEU
フランス	37.7	37.2	37.2	36.4	36.8	37.0	—	a, t	FRA
イタリア	39.2	38.6	39.0	38.0	38.3	38.3	—	a, t	ITA
オランダ	35.3	36.0	35.8	35.1	34.9	34.6	—	a, t	NLD
スウェーデン	37.4	37.1	36.9	35.4	36.6	36.5	—	a, t	SWE
中国 2)	49.0	47.1	48.9	49.5	50.6	50.8	—	a, e	CHN
香港 3)	48.0	44.0	44.0	42.0	44.0	43.0	42.0	a, t	HKG
韓国	48.0	46.4	43.3	42.4	42.2	41.2	41.9	a, t	KOR
シンガポール 4)	—	—	43.0	40.4	42.8	42.4	41.7	a, t	SGP
タイ	49.0	47.8	47.5	45.3	46.3	47.5	47.2	a, t	THA
インドネシア	44.2	43.0	40.9	39.8	39.0	39.9	39.8	a, t	IDN
フィリピン	—	43.6	45.0	42.4	42.4	43.1	—	a, t	PHL
オーストラリア 5)	37.6	37.6	36.7	34.7	36.8	35.1	36.1	a, t	AUS
ニュージーランド 6)	38.5	39.5	39.2	37.6	40.1	38.9	38.3	b, e	NZL

参考：日本について厚生労働省「毎月勤労統計調査」を用いた2023年の週労働時間は次のとおり（月間総実労働時間×12か月÷52週よりJILPTにおいて算出）。

産業計..... 31.5時間（就業形態計）、37.7時間（一般労働者）

製造業..... 36.2時間（就業形態計）、38.0時間（一般労働者）

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	%
男女計									Total
日本	23.1	20.8	19.0	18.3	15.0	15.1	15.3	15.2	JPN
アメリカ	13.5	14.0	13.9	13.8	12.5	12.8	12.5	11.8	USA
カナダ	11.0	10.5	10.2	9.4	8.8	9.2	8.9	8.6	CAN
イギリス	11.6	12.3	11.9	10.9	9.4	9.4	9.4	8.9	UK
ドイツ 1)	11.9	9.6	8.1	7.7	5.6	6.0	5.5	4.6	DEU
フランス 1)	11.8	10.1	10.1	10.1	9.1	8.5	8.8	8.3	FRA
イタリア 1)	11.1	9.8	10.2	9.8	7.8	9.0	8.8	8.5	ITA
オランダ 1)	8.5	8.7	7.9	7.6	6.7	5.9	5.8	5.2	NLD
ベルギー 1)	11.3	11.6	10.5	10.7	9.0	9.4	9.4	7.4	BEL
スペイン 1)	11.4	10.0	8.5	7.4	6.2	7.1	7.1	6.3	ESP
ポルトガル 1)	9.4	10.8	9.6	9.4	7.4	7.9	9.1	7.4	PRT
デンマーク 1)	8.6	8.5	6.9	6.6	6.3	7.2	6.3	5.8	DNK
スウェーデン 1)	8.0	7.3	6.6	6.5	5.7	5.8	5.8	5.6	SWE
フィンランド 1)	7.8	8.0	8.1	8.0	7.5	7.0	6.5	5.9	FIN
ノルウェー 1)	6.0	6.2	5.2	5.1	4.9	5.0	5.8	5.5	NOR
スイス 1)	15.9	13.6	13.1	12.5	10.9	9.6	9.4	8.3	CHE
ロシア	3.0	3.0	2.3	2.4	2.0	2.0	1.8	1.7	RUS
香港 2)	37.7	30.0	—	—	—	—	—	—	HKG
韓国	37.0	31.3	24.6	22.4	19.0	17.9	16.6	16.8	KOR
マレーシア 3)	29.5	21.5	—	16.0	—	—	—	—	MYS
タイ	37.6	29.3	20.2	18.7	15.7	15.8	17.2	17.6	THA
インドネシア	27.5	23.9	23.4	23.4	22.4	21.5	21.9	21.9	IDN
フィリピン	22.3	21.0	21.7	20.9	16.2	17.9	—	—	PHL
オーストラリア 4)	15.2	14.2	13.1	13.0	11.8	—	—	—	AUS
ニュージーランド	14.8	13.8	14.9	14.9	—	—	—	—	NZL
メキシコ	28.7	28.6	28.8	28.2	25.1	27.4	27.6	27.1	MEX
ブラジル	—	10.3	10.2	10.8	9.4	10.5	10.8	9.9	BRA

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	%
男									Male
日本	32.0	29.5	27.3	26.3	21.5	21.7	21.8	21.8	JPN
アメリカ	18.7	19.1	18.7	18.6	16.6	16.8	16.5	15.7	USA
カナダ	16.0	15.2	14.5	13.4	12.3	12.8	12.5	12.1	CAN
イギリス	17.0	17.8	17.2	15.4	13.0	12.9	13.2	12.3	UK
ドイツ 1)	17.3	14.1	12.0	11.3	8.3	8.7	8.0	6.8	DEU
フランス 1)	16.5	14.1	13.9	13.8	12.3	11.7	12.1	11.2	FRA
イタリア 1)	15.1	13.2	13.6	13.2	10.2	11.9	11.9	11.4	ITA
オランダ 1)	13.5	13.5	12.2	11.6	10.4	9.4	9.1	8.2	NLD
ベルギー 1)	15.4	16.2	14.3	14.7	12.3	13.3	13.1	10.4	BEL
スペイン 1)	15.1	13.7	11.6	10.4	8.1	9.4	9.3	8.3	ESP
ポルトガル 1)	12.4	13.6	12.6	12.5	9.7	10.5	12.3	9.5	PRT
デンマーク 1)	13.1	12.3	10.2	9.7	9.1	10.2	9.3	8.4	DNK
スウェーデン 1)	11.4	10.1	9.1	8.9	7.8	7.7	7.8	7.5	SWE
フィンランド 1)	11.4	11.3	11.6	11.5	10.3	10.2	9.4	8.8	FIN
ノルウェー 1)	9.3	9.5	7.7	7.5	7.0	7.2	8.3	7.9	NOR
スイス 1)	23.4	19.5	19.1	18.2	15.7	13.6	13.2	11.8	CHE
ロシア	4.3	4.4	3.5	3.6	2.9	3.0	2.8	2.6	RUS
香港 2)	37.9	29.5	—	—	—	—	—	—	HKG
韓国	42.7	36.8	29.5	27.2	23.5	22.1	20.6	20.9	KOR
マレーシア 3)	31.5	24.1	—	18.0	—	11.0	13.4	—	MYS
タイ	38.7	29.8	20.3	18.9	15.4	15.5	16.9	17.7	THA
インドネシア	30.0	25.8	25.2	25.4	24.1	22.7	23.4	23.6	IDN
フィリピン	19.7	18.7	19.6	18.8	13.7	15.4	16.1	—	PHL
オーストラリア 4)	21.8	20.3	18.8	18.6	16.6	—	—	—	AUS
ニュージーランド	21.8	20.2	21.0	21.0	—	—	—	—	NZL
メキシコ	34.2	34.3	34.7	34.0	29.9	32.4	33.0	32.9	MEX
ブラジル	—	12.7	12.7	13.4	11.8	13.1	13.2	12.2	BRA

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	%
女									Female
日本	11.1	9.4	8.5	8.4	6.9	6.9	7.2	7.2	JPN
アメリカ	7.7	8.1	8.3	8.4	7.9	8.3	8.1	7.4	USA
カナダ	5.5	5.4	5.3	5.0	4.8	5.2	4.9	4.7	CAN
イギリス	5.4	6.0	6.0	5.8	5.5	5.6	5.3	5.1	UK
ドイツ 1)	5.5	4.4	3.7	3.6	2.5	3.0	2.6	2.1	DEU
フランス 1)	6.5	5.8	6.0	6.2	5.7	5.2	5.4	5.3	FRA
イタリア 1)	5.2	5.2	5.5	5.3	4.3	5.0	4.6	4.7	ITA
オランダ 1)	2.6	3.0	3.0	3.1	2.5	1.9	2.2	1.9	NLD
ベルギー 1)	6.2	6.3	6.2	6.1	5.2	4.9	5.3	4.1	BEL
スペイン 1)	6.7	5.5	4.8	3.9	4.1	4.5	4.5	3.9	ESP
ポルトガル 1)	6.1	7.7	6.6	6.2	5.0	5.2	5.9	5.2	PRT
デンマーク 1)	3.6	4.3	3.2	3.2	3.1	3.8	2.9	3.0	DNK
スウェーデン 1)	4.2	4.2	3.8	4.0	3.3	3.6	3.7	3.5	SWE
フィンランド 1)	4.0	4.6	4.4	4.3	4.3	3.5	3.4	3.0	FIN
ノルウェー 1)	2.4	2.5	2.5	2.4	2.4	2.7	3.0	2.8	NOR
スイス 1)	6.9	6.8	6.3	5.9	5.5	5.1	5.0	4.2	CHE
ロシア	1.7	1.5	1.1	1.2	0.9	1.0	0.9	0.8	RUS
香港 2)	37.5	30.5	—	—	—	—	—	—	HKG
韓国	29.1	23.8	17.9	16.1	13.1	12.2	11.5	11.7	KOR
マレーシア 3)	25.8	17.3	—	12.8	—	9.4	9.6	—	MYS
タイ	36.3	28.7	20.0	18.5	16.0	16.2	17.4	17.4	THA
インドネシア	23.4	21.0	20.6	20.4	19.9	19.8	19.7	19.4	IDN
フィリピン	26.4	24.5	25.0	24.2	20.2	21.9	22.1	—	PHL
オーストラリア 4)	7.4	7.1	6.7	6.7	6.4	—	—	—	AUS
ニュージーランド	6.9	6.5	8.1	8.2	—	—	—	—	NZL
メキシコ	19.5	19.5	19.2	19.2	17.5	19.5	19.6	18.6	MEX
ブラジル	—	6.9	6.8	7.2	6.1	7.0	7.5	6.8	BRA

出典：[日本] 総務省統計局（2024.1）「労働力調査（基本集計）」

[その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2024年7月現在

注：ここでいう長時間とは、ILOSTATの労働時間別就業者統計において、本表掲載国に共通する最長の区分である週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者（パートタイムを含む）が対象。日本は週労働時間が49時間以上の就業者の割合をJILPTにおいて算出。

1) 2023年はフルタイム及びパートタイム労働者が対象。

2) 施設人口を除く。2015年は政府管理区域が対象。

3) 64歳までが対象。2019年は施設人口を除く。2021年以降は自己使用のための生産労働者を除く。

4) フルタイム及びパートタイム労働者が対象。施設人口、軍隊及び徴集兵を除く。海外領を除く。2015年以降は自己使用のための生産労働者を除く。

第 6-4 表 年間休日数

Table 6-4: Number of annual holidays

	年度	週休日 1)	週休日以外の休日 2)	年次有給休暇 3)	年間休日数 1)～3)の計	
日数						Days
日本	2023	105	13	16.9	134.9	JPN
	2022	105	15	17.6	137.6	
	2021	104	15	17.6	136.6	
	2020	104	16	17.9	137.9	
ドイツ	2022	105	7	30	142	DEU
	2020	104	9	30	143	
フランス	2022	105	10	25	140	FRA
	2020	104	9	25	138	
イタリア	2022	105	9	25	139	ITA
	2020	104	9	25	138	
	FY	Holidays (a)	Public holidays (b)	Annual paid leave (c)	Total (a+b+c)	

出典：〔日本〕厚生労働省（2024.12）「2024年就労条件総合調査」

〔欧州〕Eurofound（2024.5）*Working time in 2021-2022*

注 1) 年間の「日曜日」及び「土曜日」の日数（週休二日制を想定）。

2) 日本は土日に当たる祝日を除き、振替休日を含む。内閣府「国民の祝日について」等によりJILPTにおいてカウント。欧州は日曜日の祝日を除く。

3) 繰越日数を含まない。

日本は平均付与日数。常用労働者が30人以上の民営企業が対象。2024年調査による2023年の平均取得日数は11.0日、平均取得率は65.3%。

ドイツ、フランスは労使協約で合意した平均付与日数、イタリアは法定の最低付与日数。なお、民間旅行会社エクスぺディアのアンケート調査（有給休暇・国際比較調査）による各国の取得日数/付与日数=取得率は、日本 12/19日=63%（2023年）、ドイツ 27/29日=93%（2023年）、フランス 29/31日=94%（2023年）、イタリア 20/26日=77%（2021年）となっている。

※ なお、アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。民間部門の平均付与日数は、2010～2024年まで各年8日間（出所：アメリカ労働統計局（BLS）（2024.9）*2024 Employee Benefits in the United States*）。上記エクスぺディア調査による取得率は11/12日=92%（2023年）。

第 6-5 表 法定祝日

Table 6-5: Legal holidays

日本	アメリカ	カナダ
1/1 元日 1/8 成人の日 2/11 建国記念の日 2/12 振替休日(建国記念の日) 2/23 天皇誕生日 3/20 春分の日 4/29 昭和の日 5/3 憲法記念日 5/4 みどりの日 5/5 こどもの日 5/6 振替休日(こどもの日) 7/15 海の日 8/11 山の日 8/12 振替休日(山の日) 9/16 敬老の日 9/22 秋分の日 9/23 振替休日(秋分の日) 10/14 スポーツの日 11/3 文化の日 11/4 振替休日(文化の日) 11/23 勤労感謝の日	1/1 新年 1/15 キング牧師誕生日 2/19 ワシントン誕生日(大統領記念日) 5/27 戦没将兵追悼記念日 6/19 ジューンティーンズ(奴隷解放記念日) 7/4 独立記念日 9/2 労働者の日 10/14 コロンバス・デー 11/11 退役軍人の日 11/28 感謝祭 12/25 クリスマス	1/1 新年 3/29 聖金曜日 4/1 復活祭翌月曜日 5/20 ビクトリア・デー 7/1 建国記念日 9/2 労働者の日 9/30 真実と和解の日 10/14 感謝祭 11/11 戦没者追悼日 12/25 クリスマス 12/26 ボクシング・デー
イギリス 1)	ドイツ 2)	フランス 3)
1/1 新年 3/29 聖金曜日 4/1 復活祭翌月曜日 5/6 アーリー・メイ・バンク・ホリデー 5/27 スプリング・バンク・ホリデー 8/26 サマー・バンク・ホリデー 12/25 クリスマス 12/26 ボクシング・デー	1/1 新年 3/29 復活祭聖金曜日 4/1 復活祭翌月曜日 5/1 メーデー 5/9 キリスト昇天祭 5/20 聖霊降臨祭翌月曜日 10/3 ドイツ統一記念日 12/25 クリスマス第1日 12/26 クリスマス第2日	1/1 新年 4/1 復活祭翌月曜日 5/1 メーデー 5/8 第二次世界大戦戦勝記念日 5/9 キリスト昇天祭 5/20 聖霊降臨祭翌月曜日 7/14 革命記念日 8/15 聖母被昇天祭 11/1 諸聖人の祝日 11/11 第一次大戦休戦記念日 12/25 クリスマス

出典：〔日本〕内閣府「国民の祝日について」2024年12月現在

〔その他〕日本貿易振興機構(JETRO)「世界の祝祭日」2024年12月現在

注：2024年の状況。原則、全国一律の祝祭日と祝日に伴う振替休日を記載。

1) イングランド・ウェールズの祝祭日。ほかにスコットランド、アイルランドでは独自の祝祭日がある。

2) ベルリンにおける祝祭日。このほか、ドイツでは週により異なる祝祭日がある。

3) 聖霊降臨祭（五旬祭）翌日の月曜日(Lundi de Pentecôte)は法定休日ではあるが、一部の企業が就業見込み。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法 (1947年制定)	公正労働基準法 (1938年制定)	労働時間規則 (1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間 (残業時間を含む1週平均) ※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	故意に違反した場合（40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合）、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる
適用関係	適用除外： ・農業、伐採業、畜産業、水産業（林業を除く） ・管理監督又は機密の事務を取扱う者 ・高度プロフェSSIONナル制度（2019年4月～） ・監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者 他の法律の適用： ・船員 ・公務員	適用除外： ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職（ホワイトカラーエグゼンプション） ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時的子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	適用除外： ・船員、軍隊・警察その他市民保護サービス等に従事する者、民間航空の乗務員、乗客・貨物輸送の運転手等 ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・労働者により署名された書面により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる
法定労働時間の特例	特別措置対象事業場（商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で常時10人未満の労働者を使用する事業場）について、週44時間制を認めている	特定の業種、企業に関して特例あり ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業（年間売上100万ドル未満等） ・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払を要しない ・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間（年間14週を限度）等	・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合 ・警備産業の場合 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
弾力的 労働時 間制度	労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」は以下のとおり (注1) ①1か月単位： 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内 ②1年単位： 1か月を超え、1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内、1日10時間以内、連続して労働させる日数は6日以内 ③1週間単位： 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。ただし、常時使用する労働者が30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみ	26週単位の変形制： 労働協約により26週当たり1040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払を要しない。どの26週をとっても1040時間以内であることが必要 (注2) 52週単位の変形制： 労働協約により52週について1840時間以上2080時間以下の時間が保障され（労働がなくとも時間分の賃金の支払は保障される）、かつ2240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない (注3)	基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長(※)することが可能 ※延長できる場合： ・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、 ・警備産業の場合、 ・役務又は生産の継続が必要な場合（例えば、保険、報道、通信、公益施設）、 ・予見可能な活動時間の波がある場合、 ・活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合 週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可（52週まで労使協定により延長可）

- 注 1) 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者に対して、清算期間（1か月以内で労使協定で定めた期間）を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週又は1日の法定時間を超えて労働させることができる。
- 2) ただし、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を払わなければならない。これを怠った場合又は1040時間を超えて労働させた場合は、2週の各々について1週40時間の規定が適用される。
- 3) 1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は2240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
時間外労働の上限規制	36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度（法定） ・1か月45時間 ・1年間360時間 特別条項の場合でも以下の制限（罰則あり） ・時間外労働が年720時間以内 ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6か月平均80時間以内 ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで	連邦法上の規定なし	週労働時間の上限は時間外労働を含め平均して週48時間とする（17週平均） ・最大52週まで労使協定により延長可 ・1日の休息期間を最低連続11時間（18歳未満の若年労働者については、12時間以上）とする
時間外労働の割増賃金率	・法定8時間以上の労働：25%以上（注4） ・深夜労働（午後10時から午前5時）：25%以上（時間外労働との重複は50%以上）	50%	法令上の規定なし
休日労働の割増賃金	1週1日又は4週4日以上の日を与えなければならない 割増賃金率： 35%以上（深夜労働との重複は60%以上）	連邦法上の規定なし 割増賃金率： 法令上の規定なし	1週1日の休日（若年労働者については2日） 割増賃金率： 法令上の規定なし
年次有給休暇取得時の要件	・雇入れの日から6か月間、その後は1年間の継続勤務をしていること ・全労働日の8割以上を出勤していること	連邦法上の規定なし	

注 4) ①特別条項付き36協定の「時間外労働の限度時間に関する基準」（厚生労働省告示）の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については、25%を上回る労使協定を締結するよう努めること。②1か月60時間を超える時間外労働について、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。中小企業は、2023年4月から適用。③1か月60時間を超える時間外労働について、労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与できる（①②③は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
年次有給休暇の付与日数	・6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加（最高20日） ・2021年の労働者1人平均付与日数は17.6日、うち取得日数は10.3日、取得率は58.3%（厚生労働省2022年就労条件総合調査）	連邦法上の規定なし	5.6労働週（最高28日）
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	・使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる ・使用者は、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対しては、基準日から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならない。5日を超える分については労使協定による計画的付与制度あり ・労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能	連邦法上の規定なし	・分割して取得可能 ・原則として、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能 ・雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない ・使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより、特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることが可能
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている（請求権の時効は2年）	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法(ArbZG) 連邦労働者最低休暇法(BurlG)	労働法典（L3111-1条からL3172-2条） （2008年）	労働時間の設定に関する指令 （2003年）
法定労働時間	平日1日8時間を超えてはならない （休憩を除いた時間）	1週35時間（L3121-27条）又は年1607時間 1日10時間（L3121-18条）、1週間に48時間（L3121-20条）を超えてはならない。	7日につき、時間外労働を含め、平均48時間を超えてはならない（算定期間は最長4か月）
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、3万ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を、①故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は、②執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金	最長労働時間（例えば、1日当たり10時間）を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される（違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる）（労働法典L3121-18条）	—
適用関係	適用除外： ・事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・聖職者（他の法律の適用） ・その他別の法律の適用がある者として、①18歳未満の者（年少者労働保護法による）、②船員（船員法による）等 （注5）	法定労働時間の適用除外： ・国有企業（ガス、電気、国鉄等）（特別の身分規定） ・商業代理人（労働法典特別規定） ・家事使用人（労働法典特別規定） ・住込み不動産管理人（労働法典特別規定） ・取締役 ・上級幹部職員（幹部職カードル）（L3111-2条） ・家内労働者（労働法典特別規定） ・坑内労働者（鉱山法典） ・農業労働者（農村及び海事漁業法）	適用除外： 軍隊・警察その他市民保護サービス等に従事する者、船員 加盟国による適用除外が可能なもの（年次休暇のみ適用）： ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・家族労働者 ・教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者

注 5) 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、①労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、②包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、③その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
法定労働時間の特例	定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能（注6）	「法定労働時間の適用除外」の項目参照（p.218）。労働協約で例外を規定している等の場合には1日12時間まで就労が認められる（L3121-19条）。一部の産業では、超過勤務手当の支払対象となる労働時間が異なる。勤務時間中に実際の就労をしない期間が含まれる職種（労働法典L3121-13条）、例えば、商品の輸送、青果物、食料品、乳製品の小売業などは週38時間までが法定労働時間	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる
弾力的労働時間制度	6か月又は24週間単位の変形制： 6か月又は24週以内（労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可）の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる（ただし、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内）	包括労働時間制： 使用者は、①拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は異議申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、②労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1607時間を超えないこと、③1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること（注7） 年間労働日数制： 年間に就労する日数を予め定める制度。適用対象は、労働時間の配分の裁量を委ねられ、且つ、所属する部署における通常の就業時間を適用するのが不可能な性質の業務に従事している幹部職員（カードル）か、労働時間を予め定めておくことが不可能で、大きな責任を持ち、就業時の時間配分に大きな独立性を持っている、つまり自分の意思で、労働時間を管理・調整することが可能な被用者に限られる（L3121-58条）。予め定められた日数（最長で218日）を就労しなくてはならない。1日または1週間の最長（可能）労働時間の規制は適用されない。休憩や休日、有給休暇などは、他の雇用労働者と同様に保証される。事前に定められた労働日数を超えて就労した場合は、超過勤務手当（少なくとも10%の割増賃金）が支払われる（L3121-59条）。ただし、原則として、235日を超えて就労することはできない（L3121-66条）	週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。なお、特定の性質の業務（サービス・労働の連続性を要する等）については、法律や労働協約等により、4か月を超える算定期間を定めることが可能

注 6) 定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。

7) 「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下、年間1607時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる（労働法典L3121-34条～L3121-36条）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
時間外労働の上限規制	労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的に長時間の手待時間がある場合（労働協約又は事業所協定の定めが必要）、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。ただし、12か月平均の週労働時間が48時間を超えてはならない（7条） （注8）	業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた（労働法典D3121-24条） （注9）	なし ※週労働時間の上限（週48時間）は時間外労働を含む。なお、24時間につき最低連続11時間の休息の付与を義務化
時間外労働の割増賃金率	法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止	25%（労働法典L3121-36条） 労使で合意した拡張適用される産業部門労働協約・労使協定がない場合、最初の8時間（週35時間から43時間まで）について、それを超える部分については50%。労働協約がある場合、協約によって定められる10%以上の割増率で割増賃金を支払えばよいものとされている	—
休日労働の割増賃金	原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。ただし、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている 割増賃金率：法令上の規定なし	原則として、①1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止、②週休は少なくとも継続する24時間、③日曜日に与えなければならない。ただし、一定の場合に適用除外あり （注10）	—
年次有給休暇取得時の要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも（実働で）10日間勤務すること	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による
年次有給休暇の付与日数	・1暦年につき24週日 ・週5日制の場合は20週日 （週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日）	1年30労働日（1か月につき2.5労働日） （労働法典L3141-3条）	最低4週間の年次有給休暇を付与（代償手当は禁止）

注 8) 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、一時的な労働については、異なる定めをすることができる（14条）。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる（15条）。

9) 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはいできない。また、週単位の法定最長労働時間（同じ週で、48時間、12週平均で週44時間）を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない（労働法典D3121-14-1条、L3121-22条）。

10) 割増賃金率（2009年の法改正以降）：例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。ただし、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない（労働法典L3132-27条）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。ただし、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日（労働法典L3141-4条）	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定（使用者に決定権）。ただし、従業員代表がある場合には、代表と合意の上で定める	休暇取得可能時期（労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間）に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与（労働法典L3141-13条）	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌歴年開始3か月以内に取得しなければならない	産業別、グループ企業単位、企業レベル、事業所レベルでの労使合意に基づき「労働時間貯蓄口座 (Compte-Epargne Temps)」を制定でき、従業員は有給休暇の権利を蓄積し、消化できなかった休暇、取得できなかった休憩を金額に換算して、報酬として即時にあるいは延期して受け取ることができる（労働法典L3151-2条など）	—

出典：労働政策研究・研修機構（2012.3）「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査（資料シリーズNo.104）」報告書及び各国ウェブサイト、[日本] 厚生労働省、[アメリカ] 中窪裕也（1995）「アメリカ労働法」、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 労働社会省及び法律サイト、[フランス] 労働省及び政府公共サービスサイト、[EU] 欧州委員会